

平成 17 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。)第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ確かな運用に資することを目的として行ったものである。

II 調査の概要

1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部及び人事院

(注) 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関(これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関(第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁及び環境省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

＜法務省に置かれる特別の機関＞

検察庁

第 6 号 **会計検査院**

2 対象期間

平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日までの状況について、平成 18 年 3 月 31 日現在で調査

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報の適切な管理のための定め等の整備状況

(1) 法第 6 条では、行政機関の長は、その保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとされている。

また、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）では、法の適切な運用のため、行政機関が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を総務省が策定するとともに、各行政機関は、その指針を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め等を整備することとされている。

(2) 総務省では、平成 16 年 9 月に「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年総管情第 84 号 総務省行政管理局長通知。以下「指針」という。）を策定し、各行政機関に通知している。

調査日時点（平成 18 年 3 月 31 日現在）で、すべての行政機関を対象とした個人情報の適切な管理のための規程（以下「保護管理規程」という。）が定められている。

これらの保護管理規程をみると、保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる「総括保護管理者」に相当する者を置く旨の規定がすべてのものに置かれている。

また、保有個人情報の管理の状況について監査する旨又は監査する任に当たる「監査責任者」に相当する者を置く旨を規定しているのは 38 機関となっているが、保護管理規程に監査に関する規定が置かれていない 2 機関についても、監査に関する別の規程等に基づき、個人情報の管理の状況の監査を行うこととしている。

2 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

平成 18 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、80,624 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別に見ると電算処理のものが 87.7%を占めており、人数の規模別に見ると 1 万人未満のものが 73.4%を占めている。

表 1 個人情報ファイルの状況

(単位：件、%)

| 個人情報ファイル数 (総数) | | (内訳) | | | | |
|-------------------|-----------------|------------------|-------------------|---------------------|-------------|----|
| | | 1 万人未満 | 1 万人以上 10 万人未満 | 10 万人以上 100 万人未満 | 100 万人以上 | |
| 計 | 80,624 (100) | 59,207 (73.4) | 16,360 (20.3) | 4,963 (6.2) | 94 (0.1) | |
| 内訳 | 電算処理 | 70,672 (87.7) | 51,007 | 14,812 | 4,769 | 84 |
| | マニュアル処理 | 9,952 (12.3) | 8,200 | 1,548 | 194 | 10 |

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第 8 条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成 17 年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表 2 のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料 2-1 ①、②を参照。

表 2 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

| 法令に基づく場合(注 1) | 社会公共の利益になる場合や 本人の同意がある場合(注 2) |
|---------------|----------------------------------|
| 2,218 | 650 |

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法 141 条に基づく検査において保有個人情報を利用・提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第 8 条第 2 項に規定されたもので、例えば、人事院が給与勧告のために実施する職種別民間給与実態調査に必要な基礎データとして、源泉徴収義務者ファイルの記録情報の一部を国税庁から人事院に提供するものなどがある。

(3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 17 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 66,040 ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが 65,825 ファイル、派遣労働者に行わせたものが 218 ファイルとなっている。

業務委託先についてみると、業務委託を行っているもののうち民間事業者等に対するものが 99.7%を占めている。

表 3 個人情報ファイルの業務委託等の状況

(単位：件、%)

| | 業務委託等を実施したもの | 業務委託等の内容別の内訳 | | | | | | |
|----|-----------------|------------------|-----------|-----------|----------|------------------|--------------|-----|
| | | 業務委託 | 業務委託先別の内訳 | | | | 派遣労働者 | |
| | | | 国の機関 | 独立行政法人等 | 地方公共団体 | 民間事業者等 | | |
| 計 | 66,040 (100) | 65,825 (99.7) | 0 (0) | 12 (0) | 0 (0) | 65,813 (99.7) | 218 (0.3) | |
| 内訳 | 電算処理 | 65,819 (99.7) | 65,713 | 0 | 12 | 0 | 65,701 | 109 |
| | マニュアル処理 | 221 (0.3) | 112 | 0 | 0 | 0 | 112 | 109 |

(注) 1 ファイルにつき複数の項目に該当するものがあるため、業務委託等を実施した個人情報ファイルの数と各項目の数の合計は必ずしも一致しない。

3 監査・点検、教育研修の状況

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うこととしている。

平成17年度に監査を実施しているのは28機関となっている。

監査を実施していた機関のうち、監査において措置すべき事項があると指摘されたものは19機関、措置を要する事項がないとしているものは9機関となっている。

(注) 監査を実施していない理由については、資料2-2②を参照。

表4 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

| 総数 | 全部措置済み | 全部又は一部未措置 | 対応予定あり | 対応予定なし | 方針未定 | 要措置事項なし |
|-------------|--------------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|
| 28 (100) | 10 (35.7) | 9 (32.1) | 4 (14.3) | 0 (0) | 5 (17.9) | 9 (32.1) |

(2) 点検の状況

指針では、監査とは別に、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うこととしている。

平成17年度に点検を行った保護管理者は、平成18年3月31日現在で各機関に置かれていた保護管理者21,060人のうち、20,330人(96.5%)となっている。

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成17年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、5,148回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は104回、特定の部局又は地方支分部局等单位で実施した教育研修は5,044回となっている。

各機関における法の適切な運用を確保するために総務省が実施した職員に対する教育研修のための措置状況は、以下のとおり。

- ・パンフレットの作成・配付
- ・関係府省連絡会議の開催 6回
- ・地方支分部局等の職員を対象とした説明会の開催 全国9カ所、計9回
- ・各機関等が主催する研修への講師派遣 56回

4 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成17年度に各行政機関の長（法第46条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、開示請求が64,618件、訂正請求が7件、利用停止請求が5件となっている。

平成17年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、17年度に受け付けた事案及び他機関から事案の移送を受けた事案(注)の計となり、開示請求事案64,626件、訂正請求事案7件、利用停止請求事案5件となっており、その処理状況は、表5のとおりとなっている。

(注) 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度には設けられている。一方、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。

行政機関の長への事案の移送は、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合とがあり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第21条又は第33条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第22条又は第34条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表5 処理の状況

(単位：件、%)

| | 処理すべき事案 | | | 事案の処理状況 | | | |
|------|---------|---------------|-----------------|--------------------|--------------|---------------|----------------|
| | 受付件数 | 他機関から移送を受けた件数 | 計 | 処分を行って事案の処理を終了した件数 | 取り下げられた件数 | 他機関に全部を移送した件数 | 次年度に処理を持ち越した件数 |
| 開示 | 64,618 | 8 | 64,626 (100) | 63,899 (98.9) | 168 (0.3) | 6 (0.0) | 553 (0.9) |
| 訂正 | 7 | 0 | 7 (100) | 6 (85.7) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (14.3) |
| 利用停止 | 5 | | 5 (100) | 3 (60) | 2 (40) | | 0 (0) |

(注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成18年3月31日現在の処理の状況を示している。

1件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。

2. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により請求をしようとした者が請求を取りやめたものなどは含まない。

3. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。

4. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

また、受け付けた訂正請求及び利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表5-2のとおりとなっている。

表 5-2 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

| 訂正請求 | 区分別の内訳(複数該当あり) | | | 利用停止 請求 | 区分別の内訳(複数該当あり) | | |
|------|----------------|----|----|------------|----------------|----|-----------|
| | 訂正 | 追加 | 削除 | | 利用の 停止 | 消去 | 提供の 停止 |
| 7 | 6 | 0 | 2 | 5 | 3 | 0 | 2 |

(注) 1 件の請求事案において、複数の区分を内容としている場合があることから、各区分の件数の計と処理すべき事案の件数とは必ずしも一致しない。

(2) 処分の状況

ア 平成 17 年度には、開示決定等 63,896 件、訂正決定等 6 件、利用停止決定等 3 件の処分が行われており、これらの処分の状況は、表 6 のとおりとなっている。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの(法第 16 条に基づく裁量的開示)があるが、平成 17 年度には実績がなかった。

表 6 処分の状況

(単位：件、%)

| | 処分の件数 | 開示・訂正・利用停止決定 | | | 不開示・ 不訂正・ 不利用 停止決定 | (全部及び 一部を開示 したものの うち) 裁量的開示 |
|----------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|---|
| | | | 全部 | 一部 | | |
| 開示 | 63,896 (100) | 63,258 (99.0) | 12,009 (19.0) | 51,249 (81.0) | 638 (1.0) | 0 (0) |
| 訂正 | 6 (100) | 1 (16.7) | 0 (0) | 1 (16.7) | 5 (83.3) | |
| 利用 停止 | 3 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (100) | |

(注) 1. 「裁量的開示」欄は、全部又は一部を開示したものの内数である。
2. 処分の件数は、請求者への処分通知の件数を計上している。請求のあった 1 事案を分割して複数の処分を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の処分として通知しているものがあることから、表 6 の「処分の件数」と表 5 の「処分を行って事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている。

また、請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、処分の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされている。この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている。

平成 17 年度に行われた処分についてみると、表 7 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 70 件、延長手続を採

った事案で延長した期限までに決定されなかったものが開示請求事案で1件みられる。

(注)「30日以内に決定されなかったもの」又は「延長した期限までに決定されなかったもの」に計上された事案の概要は、資料2-3①、②を参照。

また、調査日現在(平成18年3月31日)、次年度に処理を持ち越した事案のうち、延長手続を採っていない事案で30日を超過しているものが開示請求事案で4件みられる。

(注)「30日を超過しているもの」の概要は、資料2-3③を参照。

表7 期限の延長、遵守の状況

(単位:件、%)

| | 総数 | 30日以内又は期限までに | | 延長手続を採らなかった事案のうち30日以内に | | 延長手続を採った事案のうち延長した期限までに | | 期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに | |
|------|------------|------------------|---------------------|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| | | 決定されたもの (①③⑤) | 決定されなかったもの (②④⑥) | 決定されたもの (①) | 決定されなかったもの (②) | 決定されたもの (③) | 決定されなかったもの (④) | 決定されたもの (⑤) | 決定されなかったもの (⑥) |
| | | 開示 | 63,896 (100) | 63,825 (99.9) | 71 (0.1) | 63,642 (99.6) | 70 (0.1) | 166 (0.2) | 1 (0.0) |
| 訂正 | 6 (100) | 6 (100) | 0 (0) | 5 (83.3) | 0 (0) | 1 (16.7) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 利用停止 | 3 (100) | 3 (100) | 0 (0) | 3 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |

30日以内又は期限までに決定されなかったもの及び次年度に処理を持ち越した事案で既に期限を過ぎているものについて機関別にみると、表7-2及び7-3のとおりとなっている。

30日以内又は期限までに決定されなかった理由については、請求対象の保有個人情報の未達並びに内容の精査又は第三者への意見照会に時間を要したこと等を挙げている。

表7-2 30日以内又は期限までに決定されなかったものの機関別内訳

○ 延長手続を採らなかった事案で30日以内に決定がされなかったもの

(単位:件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | |
|----|-------|----|--------|-------|------|
| | | | 1週間以内 | 1か月以内 | 1か月超 |
| 開示 | 社会保険庁 | 70 | 17 | 34 | 19 |

(注)訂正請求及び利用停止請求については、30日以内に決定されなかった事案はなかった。

○ 延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったもの

(単位:件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | |
|----|-------|----|--------|-------|------|
| | | | 1週間以内 | 1か月以内 | 1か月超 |
| 開示 | 社会保険庁 | 1 | 0 | 0 | 1 |

(注)訂正請求及び利用停止請求については、期限までに決定されなかった事案はなかった。

表 7-3 次年度に処理を持ち越した事案のうち、既に期限を超過しているものの機関別内訳
○ 延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているもの

(単位：件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | |
|----|-------|----|--------|-------|------|
| | | | 1週間以内 | 1か月以内 | 1か月超 |
| 開示 | 社会保険庁 | 4 | 1 | 2 | 1 |

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、既に期限を超過している事案はなかった。

また、期限の特例規定を適用した事案に係る処分について、請求があった日から処分が行われた日までの日数別に件数をみると、表 7-4 のとおりとなっている。

表 7-4 期限の特例を適用した事案に係る処分の処理日数別の件数

(単位：件、%)

| | 期限の特例を適用した事案の件数 | 処理日数別の内訳 | | | |
|----|-----------------|-------------|---------------|--------------|-------------|
| | | 60日以内 | 60日超 90日以内 | 90日超 半年以内 | 半年超 1年以内 |
| 開示 | 17 | 9 (52.9) | 0 (0) | 7 (41.2) | 1 (5.9) |

- (注) 1. 本表は、期限の特例を適用した事案について行われた処分のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての処分や当該事案の対象となる保有個人情報の一部を分割してされた（中間的な）処分を含む。
2. 訂正請求及び利用停止請求については、期限の特例を適用した事案はなかった。

ウ 平成 17 年度に行われた処分において、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由をみると、表 8 のとおりとなっている。

表 8 全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由

(単位：件、%)

| | 全部又は一部を不開示とした事案の件数 | 理由の内訳(複数該当あり) | | | |
|------|--------------------------|------------------|--------------|----------------------------|-------------|
| | | 不開示情報に該当 | 保有個人情報不存在 | 存否応答拒否 | その他 |
| 開示 | 51,887 (100) | 51,308 (98.9) | 612 (1.2) | 14 (0.0) | 17 (0.0) |
| | 全部又は一部を不訂正・不利用停止とした事案の件数 | 理由の内訳(複数該当あり) | | | |
| | | 行政機関の長の判断によるもの | 保有個人情報不存在 | 他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの | その他 |
| 訂正 | 6 (100) | 6 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (16.7) |
| 利用停止 | 3 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 3 (100) |

- (注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 8-2 のとおりとなっている。

表 8-2 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるものの内訳
(単位：件、%)

| 不開示情報の区分 | | 不開示情報に該当 | | 存否応答拒否 | |
|------------------------|------------------------------------|----------|--------|--------|--------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| | | 51,308 | (100) | 14 | (100) |
| 内訳 (複数 該当 あり) | 第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 | 29 | (0.1) | 0 | (0) |
| | 第 2 号 請求者以外の個人に関する情報 | 296 | (0.6) | 5 | (35.7) |
| | 第 3 号 法人等に関する情報 | 238 | (0.5) | 3 | (21.4) |
| | 第 4 号 国の安全等に関する情報 | 0 | (0) | 0 | (0) |
| | 第 5 号 公共の安全等に関する情報 | 33 | (0.1) | 0 | (0) |
| | 第 6 号 審議、検討等に関する情報 | 19 | (0.0) | 0 | (0) |
| | 第 7 号 事務又は事業に関する情報 | 50,978 | (99.4) | 9 | (64.3) |

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報又は存否応答拒否とした事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不訂正とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 8-3 のとおりとなっている。

表 8-3 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

| 行政機関の長の判断によるもの | | 件数 | 割合 |
|------------------------|-----------------------------------|----|--------|
| | | 6 | (100) |
| 内訳 (複数 該当 あり) | 評価に関するもの | 1 | (16.7) |
| | 請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの | 2 | (33.3) |
| | 訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの | 3 | (50) |
| | 調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの | 1 | (16.7) |

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、行政機関の長の判断によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

なお、不利用停止とした理由を行政機関の長によるものとしたものはなかった。

(3) 不服申立ての状況

ア 処分について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 17 年度に行われた不服申立ての状況をみると、表 9 及び表 9-2 のとおりとなっており、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。

表 9 不服申立ての件数

(単位：件)

| | 不服申立ての件数 | | |
|------|----------|------|-------|
| | | 審査請求 | 異議申立て |
| 開示 | 79 | 62 | 17 |
| 訂正 | 1 | 1 | 0 |
| 利用停止 | 0 | 0 | 0 |

表 9-2 不服申立ての内容

(単位：件)

| | 不開示決定に対する不服 | | | | 不開示決定に対する不服 | 不作為に対する不服 | 事案の移送、期限の延長に対する不服 | その他 |
|----|----------------------|-----------------|-----------------------------------|----------------------|-------------|-----------|-------------------|-----|
| | 不開示情報に該当するものに対するもの | 保有個人情報の不存にとするもの | 存否応答拒否に対するもの | 形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの | | | | |
| 開示 | 49 | 16 | 2 | 0 | 15 | 0 | 0 | 3 |
| | 不訂正の決定に対する不服 | | | | 訂正決定に対する不服 | 不作為に対する不服 | 事案の移送、期限の延長に対する不服 | その他 |
| | 行政機関の長の判断とすることに対するもの | 保有個人情報の不存にとするもの | 訂正に関して他の法令で特別の手続きが定められていることに対するもの | 形式上の不備又は権利の濫用等に対するもの | | | | |
| 訂正 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

- (注) 1. 利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。
 2. 1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表8の「不服申立ての件数」とは必ずしも一致しない。
 3. 第三者からの開示又は訂正の決定に対する不服申立てはなかった。
 4. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する不服申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第42条において、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

平成17年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案について、その処理状況を見ると、表10のとおりとなっている。

表 10 不服申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

| | 処理すべき件数 | 裁決・決定等により処理を終了した件数 | 取り下げられた件数 | 処理中の件数 (次年度に持ち越し) | 内訳 | | |
|----|-------------|--------------------|------------|----------------------|----------------------|--------------|-----------------------|
| | | | | | 処理方針の検討中、 諮問の準備中等 | 審査会に諮問中 | 審査会の答申後、 裁決・決定の準備中 |
| 開示 | 79 (100) | 5 (6.3) | 1 (1.3) | 73 (92.4) | 44 (55.7) | 20 (25.3) | 9 (11.4) |
| 訂正 | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (100) | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) |

(注) 1. 利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。
2. 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

平成 17 年度において、裁決・決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 10-2 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表 10-2 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位：件、%)

| 審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの(計) | | 申立て棄却 | 申立て認容 | 申立て一部認容 | 却下 | その他 |
|------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 開示 | 1 | — | 0 | — | 1 | 0 |
| 審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの(計) | | 申立て棄却 | 申立て認容 | 申立て一部認容 | 却下 | その他 |
| 開示 | 4 | 1 | 1 | 2 | — | 0 |
| 計(比率) | | 申立て棄却 | 申立て認容 | 申立て一部認容 | 却下 | その他 |
| 開示 | 5 (100) | 1 (20) | 1 (20) | 2 (40) | 1 (20) | 0 (0) |

(注) 1. 訂正請求に対する処分に係る不服申立てについては処理を終了した事案はなく、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。
2. 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を計上するものである。

ウ 平成 17 年度における不服申立ての処理日数の状況をみると、不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数については、表 11 のとおりとなっている。

表 11 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数
(単位：件、%)

| | 裁決・決定等により処理を終了した件数 | 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数 | | | |
|----|--------------------|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 90日以内 | 90日超 半年以内 | 半年超 9か月以内 | 9か月超 1年以内 |
| 開示 | 5 (100) | 0 | 1 (20) | 4 (80) | 0 (0) |

(注) 訂正請求に対する処分に係る不服申立てについては処理を終了した事案はなく、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。

また、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成18年3月31日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表11-2のとおりとなっている。

表 11-2 不服申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間
(単位：件、%)

| | 諮問した件数 | | | | 処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数 | | | |
|----|----------------------------------|---------------|--------------|------------|-----------------------------|---------------|--------------|--------------|
| | 不服申立てを受けてから審査会に 諮問した日までに要した日数 | | | | 不服申立てを受けてからの 経過日数 | | | |
| | 30日以内 | 30日超 90日以内 | 90日超 | | 30日以内 | 30日超 90日以内 | 90日超 | |
| 開示 | 33 (100) | 7 (21.2) | 23 (69.7) | 3 (9.1) | 44 (100) | 6 (13.6) | 24 (54.5) | 14 (31.8) |
| 訂正 | | | | | 1 (100) | 1 (100) | 0 (0) | 0 (0) |

(注) 1. 利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。
2. 90日超となっている事案の概要は、資料2-3④を参照。

そのうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの及び②不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のものについて機関別にみると、表11-2①及び②のとおりとなっている。

表 11-2① 不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの
の機関別内訳

(単位：件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | |
|----|-------|----|----------------|---------------|-------------|
| | | | 90日超 100日以内 | 100日超 半年以内 | 半年超 一年以内 |
| 開示 | 法務省 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 国税庁 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 厚生労働省 | 1 | 0 | 1 | 0 |

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超のものはなかった。

表 11-2② 調査日現在(平成18年3月31日)、処理方針の検討中、審査会への諮問
準備中の事案で、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの
の機関別内訳

(単位：件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | |
|----|-------|----|----------------|---------------|-------------|
| | | | 90日超 100日以内 | 100日超 半年以内 | 半年超 一年以内 |
| 開示 | 法務省 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 厚生労働省 | 12 | 0 | 10 | 2 |
| | 国土交通省 | 1 | 0 | 1 | 0 |

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超のものはなかった。

諮問までに長期間を要している理由として、不服申立て事案の処理が集中したこと、請求対象の保有個人情報大量であったことから慎重な検討を行うために時間を要したこと、他の業務が多忙であったこと等を挙げている。

また、答申を受けてから裁決・決定を行った日までに要した日数及び調査日現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 11-3 のとおりとなっている。

表 11-3 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

| | 審査会に諮問して 裁決・決定を行った件数 | | | | 審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数 | | | |
|----|---------------------------|---------------|----------|-----------|----------------------------|---------------|-------------|----------|
| | 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数 | | | | 答申を受けてからの経過日数 | | | |
| | 30日以内 | 30日超 60日以内 | 60日超 | | 30日以内 | 30日超 60日以内 | 60日超 | |
| 開示 | 4 (100) | 3 (75) | 0 (0) | 1 (25) | 9 (100) | 6 (66.7) | 3 (33.3) | 0 (0) |

(注) 1. 訂正請求に対する処分に係る不服申立てについては審査会に諮問した事案はなく、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。
2. 60日超となっている事案の概要は、資料2-3⑤を参照。

そのうち、答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のものについて、その経過日数にみると、表 11-3①のとおりとなっている。

表 11-3① 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のものの機関別内訳

(単位：件)

| | 行政機関名 | 件数 | 超過した日数 | | | |
|----|-------|----|---------------|---------------|--------------|-----|
| | | | 60日超 70日以内 | 70日超 90日以内 | 90日超 半年以内 | 半年超 |
| 開示 | 国土交通省 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

(注) 訂正請求及び利用停止請求については、90日超のものはなかった。

(4) 審査会における審査状況

法では、不服申立てを受けた行政機関の長は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。

平成17年度における審査会への諮問・答申の状況は、表12のとおりとなっている。

なお、17年度において会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問された事案はなかった。

表 12 審査会における審査状況

(単位：件、%)

| | 諮問件数 | 答申件数 | うち諮問庁の判断は | | | 取り下げられた件数 | 次年度に持ち越した件数 |
|----|------|------------|-------------|--------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 妥当であるとしたもの | 一部妥当でないとしたもの | 妥当でないとしたもの | | |
| 開示 | 32 | 7 (100) | 4 (57.1) | 2 (28.6) | 1 (14.3) | 1 | 24 |

(注) 訂正請求に対する処分に係る不服申立てについては審査会に諮問した事案はなく、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。

5 訴訟の状況

平成17年度に、法に関連して提起された訴訟は1件（社会保険庁不開示決定取消請求事件）となっており、調査日現在、地裁において審理中となっている。

(注) 判決の概要については、資料2-4を参照。

6 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 漏えい、滅失、き損事案の全体的な状況

平成17年度に、各行政機関において個人情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生したと認められる事案（紛失により漏えい等が発生したおそれがあると認められるものを含む。以下同じ。）の件数は、320件となっている。

これらの事案とみると、行政機関では約75%が誤送付、誤交付、誤送信による事案となっている。

表 13 各行政機関における漏えい等事案の件数

(単位：件、%)

| 各行政機関における漏えい等事案の発生件数 | | | うち、誤送付、誤交付、誤送信によるもの | 各機関の事案に占める割合 |
|----------------------|-----|--------|---------------------|--------------|
| | 件数 | (%) | | |
| (総計) | 320 | (100) | — | — |
| 厚生労働省 | 133 | (41.6) | 123 | (92.5) |
| 社会保険庁 | 91 | (28.4) | 69 | (75.8) |
| 国税庁 | 36 | (11.3) | 18 | (50) |
| 法務省 | 27 | (8.4) | 12 | (44.4) |
| その他 | 33 | (10.3) | — | — |

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報について、行政機関の「職員に係る情報」とその他の「国民等に係る情報」の別にみると、「国民等に係る情報」が多くなっている。また、個人情報により識別できる本人の数の規模別にみると、事案に含まれる本人の数が少ない小規模なものが多くなっている。

表 14 人数の規模別の内訳

(単位：件、%)

| | 総件数 | 人数の規模別 | | | |
|----------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 1人～5人 | 6人～49人 | 50人～99人 | 100人以上 |
| 国民等に係る情報 | 310 (100) | 244 (78.7) | 36 (11.6) | 9 (2.9) | 21 (6.8) |
| 職員に係る情報 | 21 (100) | 3 (14.3) | 6 (28.6) | 4 (19.0) | 8 (38.1) |

(注) 1件の事案において「国民等に係る情報」と「職員に係る情報」を含んでいるものがあるため、漏えい等事案の件数と各区分の件数の計とは必ずしも一致しない。

(3) 漏えい等事案の契機となったもの及び発生につながった問題の所在

漏えい等事案について、その契機となったものについてみると全体の92.5%が「職員」によるものとなっており、発生につながった問題の所在についてみると全体の79.1%が「規定不履行・履行不十分」なことによるものとなっている。

表 15 契機となったもの

(単位：件、%)

| 総件数 | 契機 | | | | | |
|--------------|---------------|------------|------------|------------|-----------------|-------------|
| | 職員 | 派遣労働者 | 受託業務従事者 | 第三者 | その他 (天災、事故等) | 不明 |
| 320 (100) | 296 (92.5) | 3 (0.9) | 5 (1.6) | 6 (1.9) | 0 (0.0) | 13 (4.1) |

(注) 1件の事案において複数の契機に係わるものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

表 15-2 問題の所在

(単位：件、%)

| 総件数 | 問題の所在 | | |
|--------------|-------------------|------------|---------------|
| | 規定の不履行 又は履行不十分 | 規定の不備 | その他の理由 |
| 320 (100) | 253 (79.1) | 0 (0.0) | 144 (45.0) |

(注) 1件の事案において複数の問題に係わるものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

(4) 漏えい等事案への対応状況

漏えい等事案への対応状況についてみると、事案の公表や本人への連絡など本人等への情報提供を行ったものが93.4%、情報の回収を行ったものが73.8%などとなっている。

また、すべての事案において何らかの再発防止策を講じている。

表 16 事案への対応状況

(単位：件、%)

| 総件数 | 本人等への情報提供 | 情報の削除等の措置依頼 | 情報の回収 | 関係者の処分 | 委託契約の解除・入札資格の停止 | 再発防止策 |
|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|--------------|
| 320 (100) | 299 (93.4) | 30 (9.4) | 236 (73.8) | 153 (47.8) | 2 (0.6) | 320 (100) |

(注) 1 件の事案において複数の措置を講じているものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

(5) 再発防止策の措置状況

再発防止策の措置状況をみると「職員の教育・研修」を実施したものが66.6%などとなっている。

表 16-2 再発防止策の内訳

(単位：件、%)

| 総件数 | 管理体制の整備 | 安全管理規定の整備 | 物理的安全管理措置 | 技術的安全管理措置 | 職員の教育・研修 | 職員の監督強化 | 委託先の監督強化 |
|--------------|---------------|-------------|-------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 320 (100) | 206 (64.4) | 17 (5.3) | 19 (5.9) | 4 (1.3) | 213 (66.6) | 113 (35.3) | 5 (1.6) |

(注) 1 件の事案において複数の措置を講じているものがあるため、漏えい等事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。